

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

忘れられた外国人：ネパール人移住労働者の現在

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 南, 真木人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00009277

忘れられた外国人——ネパール人移住労働者の現在

南 真木 人

忘れられた外国人

ここ数年、少子高齢化による労働者人口の減少を懸念し、政府や経済界などが、こぞって外国人労働者の受け入れに関する報告や提言を発表している。そうした議論において、まるで過去に存在しなかったし、現に存在しないかのように無視される外国人労働者がいる。それは、一九八〇年代半ば頃から増加し、一九九三年をピークに減少し続ける、超過滞在の外国人労働者だ。いわゆる「オーバステイ」の外国人というほうが、なじみ深いかもしれない。バブル経済期の好景気を日本社会の底辺から支えた彼らの多くは帰国し、今日なお残る人びとも「労働面だけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって、様々な問題を引き起こしつつある」（入国管理局「不法就労外国人対策キャンペーン」リーフレット、二〇〇〇年）存在と見なされ、摘発の強化によって国外退去させられている。

「ルールを守って国際化」の標語の下に排除され、新たな外国人労働者受け入れ論議においても無視される、超過滞在者とはどのような人びとで、どのように暮らしているのか。ここではネパール人移住労働者を例に、その最近の変化を含めて見てみたい。

法務省入国管理局によれば、二〇〇八年一月現在の「不法残留者」（本稿では超過滞在者）数は、一四万九千七百八十五人であり、一九九三年のピーク（二十九万八千六百六十六人）時のほぼ半数にまで減少した。二〇〇四年から五年後を見据えて始まった「不法滞在者半減」対策は、その目標は達成できそうにないが、超過滞在者の生活を激変させた。超過滞在者の出身国は、韓国（約三万二千人）、中国（約二万五千人）、フィリピン（約二万五千人）が多く、タイ、台湾、インドネシア、マレーシア、ペルー、スリランカ、ベトナム（三三六二人）と続く。本稿が対象とするネパール人移住労働者は、「その他」に該当する、忘れられた外国人のなかのマイノリティである。

みなみ・まきと——国立民族学博物館・総合研究大学院大学文化科学研究科准教授。人類学専攻。共編者、「Transnational Migration in East Asia: Japan in a Comparative Focus」(SRF 71, National Museum of Ethnology, 2008)。共著「講座世界の先住民民族3——南アジア」(綾部恒雄監修・金部淑穂編、明石書店、二〇〇八年など)。

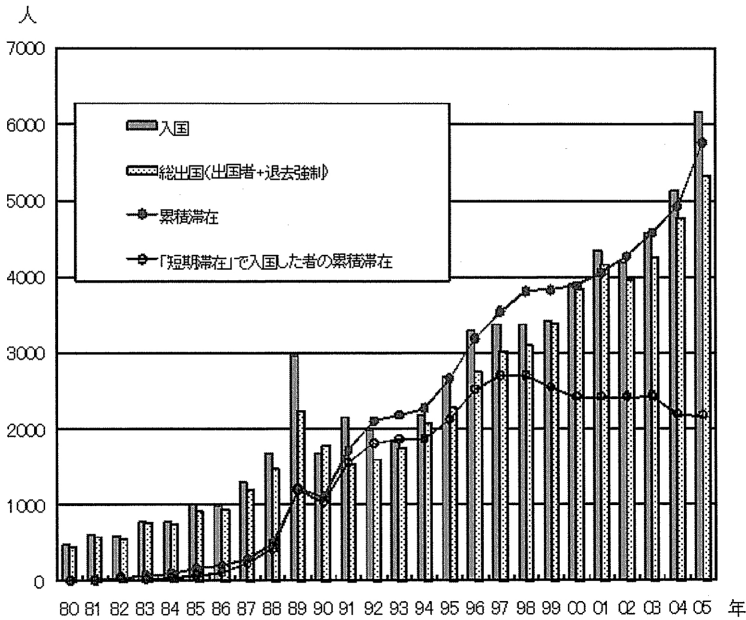


図1 ネパール人の流出と累積滞在者(1980～2005年)

ネパール人移住労働者

ネパール人移住労働者の定義

ネパール人移住労働者とは、主に「短期滞在」の在留資格で入国し、超過滞在して非正規に就労するネパール人のことである。彼／女らは、関東地方や東海地方で、工員、建設現場作業員、あるいは都市近郊農村の住み込み込み農業労働者などとして非熟練作業に従事する。その数は、「短期滞在」の在留資格で入国しながら、その在留期間が過ぎても出国してなく、退去強制により送還されてもいない人、すなわち「短期滞在」の(入国者－出国者)－送還者」の累積にほぼ相当する。二〇〇五年において、「短期滞在」の在留資格で入国したネパール人の超過滞在者は二七八人であり、これに「就学」など他の在留資格で入国し超過滞在している人(おそらく数百人)を加えた数が、ネパール人移住労働者の概数となる。

図1に、ネパール人の各年の流出と累積滞在者、「短期滞在」の超過滞在者を示した。全体として日本を訪問するネパール人は増加し、滞在中に暮らすネパール人も五七六四人(二〇〇五年)に達する。しかし、「短期滞在」の超過滞在者のほうは、一九八九年に前年の二・七倍の一〇〇〇人へと急激に増加したが、その数は一九九七年(二七二二人)と一九九八年(二七二一人)に緩やかなピークに達し、それ以後は漸減傾向にある。超過滞在者全体のピークは、先に述べたように一九九三年だが、後発の労働者送り出し国であったネパールの場合、流入がその後もしばらく続

カースト集団／民族集団	推定数	比率(%)
【カースト集団】		
パファン ／チェットリ・カースト	200	10
小計	200	10
【民族集団】		
タカリー人	400	20
マガール人	360	18
グルン(タム)人	320	16
ネワール人	200	10
ライ人／リンブー人	200	10
シェルパ人	190	9
チャンティヤール人	80	4
タマン人	60	3
小計	1810	90
計	2010	100

表1 ネパール人移住労働者のカースト／民族別推定数と比率(2000年)

いたと考えられる。

優勢な民族集団

さて、ネパールは多くのカーストと民族集団(それぞれ一つのカーストと見なされる)からなる階層的な複合社会であるが、ネパール人移住労働者の社会も例外ではない。表1に、ネパール人移住労働者のカースト／民族別の推定数とその比率を表した。これは二〇〇〇年に、マガール人民族協会とグルン(タム)人民族協会の複数の役員が、相談しながら挙げた概数である。それぞれの人口の当否はさておきとして、何れのカースト／民族が優勢かという傾向はうかがえる。

まず、ネパール人移住労働者の九割が先住の民族集団であり、ネパール本国において優勢で支配階層でもある、パファン(プラー

マン)とチェットリ(クシャトリヤ)という高位カーストは一部程度にとどまることが明らかになる。しかも、タカリー、マガール、グルン人という上位三つの民族集団が、全体のほぼ半数を占めている。つまり、日本におけるネパール人移住労働者の社会は人口構成が本国のそれと逆転しており、これを基に民族集団は民族としてのアイデンティティや自尊心を取り戻し、政治的な発言力をもつまでになっている。

例えば、ネパール人移住労働者の互助を目的として、カースト集団の有志が一九九六年に東海地方で設立した「ネパール人奉仕委員会」という協会の役員は、一九九九年の選挙により、多数派の民族集団の出身者で独占された。その結果、協会は民族集団とカースト集団の対立が鮮明になって求心力を失い、活動が停滞した。

他方、一九九五年のタカリー、マガール、グルン人の民族協会を皮切りに、それぞれの民族集団は相互扶助を第一の目的とした協会を設立し(ネワール人とライ人を除く)、本国の民族協会の日本支部を名乗った。非正規に滞在し就労する外国人労働者の身には、日常的に解雇、給料の不払いや支払い遅延、怪我や病氣、入国管理局による摘発・収容などの問題が降りかかる。民族協会は隔週末に開く役員会において、これらの問題を日本人のNGO、労働組合、教会、篤志家などの支援を得ながら解決する。医療保険に加盟していない移住労働者の治療費は、手術を伴えば二〇〇万円を超える出費となるが、これも民族協会が寄付を募って補てんし、寄付者名と金額を民族協会が発行する雑誌に掲載する。民

族協会の役員、つまりリーダーになる者の要件は、気が良く、面倒見が良いことなのである。

政治化する民族集団

民族協会は一方で、民族文化の復興運動や先住民権の主張、民族集団を従属的な地位におとめてきたバフンニズム（ヒンドゥー教の僧侶カースト、バフンを頂点とする浄／不浄の観念）とカースト制をもつヒンドゥー教の否定、および仏教への改宗運動にも熱心に取り組む。彼／女らは、ネパールから民族協会本部の会長や民族運動家、ミュージシャンを招聘して講演会やコンサートなどを開き、啓蒙と親睦をはかる（写真1）。民族協会本部への

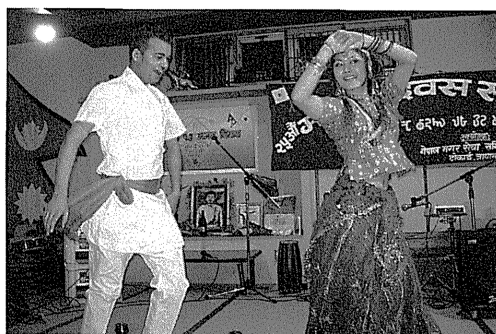


写真1 「マガールの日プログラム」でダンスを披露するネパール人移住労働者(愛知県 2007年)



写真2 「国際先住民の日」を祝う文化プログラム(愛知県 2008年8月10日)

寄付も重要で、本国の民族運動を遠隔地から経済的に支えてきた。一九九九年には、東海地方のタカリー、マガール、グルン、チャンティヤール、シェルパ人の六つの民族協会の連盟として「ネパール先住民（アディバシー）協会」が設立された。それ以来毎年八月、ネパール先住民協会は国連が定めた「国際先住民の日」（八月九日）を記念して文化プログラムを開催し、民族としての自覚と団結、さらに高位カーストに対する批判精神を涵養してきた。二〇〇八年も愛知県のある都市の公民館で、招聘したネパール人の民族運動家スングル・マツラの講演をメインとする文化プログラムがもたれた。今回は、自身がタマン人である駐日ネパール大使ガネッシュ・ヨンジャン夫妻も東京から駆けつけ、総勢約七十人の民族集団出身者が集った（写真2）。当然ながら、そこにはカースト集団の人びとは招かれておらず、ネパール人移住労働者全体の福祉向上を目指す、かつての「ネパール人奉仕委員会」のような互助協会が再興する兆しはない。

日本において国際先住民の日を祝う行事が開催されているのは、北海道のアイヌの人びとのそれと、ネパール先住民協会のこの催しくらいしかないであろう。ネパール人移住労働者の多数派である民族集団は、民族意識と政治に目覚め、遠く日本からネパールの民族運動に参加し、そこに社会的使命や役割を見出している人びとなのだ。

ネパール人移住労働者の移住プロセス

困難な入国

日本の「短期滞在」の査証をネパールの一般の人びとが取ることは、極めて難しい。一九九〇年から一九九二年頃までに入国した、初期のネパール人移住労働者は、まず入国に査証が不要であった。ドイツに渡り、その日本大使館や領事館で査証を取って来た人が少なくない。また、一九九一年、香港経由で、空港で一五日の入国許可がもたらえた韓国に渡り、成田で三日以上のトランジットを要する「乗り継ぎの悪い」サイパン行きの往復航空券とホテルの予約パウチャーを購入。それらを提出して日本の査証を取得し、成田のホテルから逃げ出した事例も聞いた。何れも情報ないしは工夫と手間、そしてある程度の資金が必要な方法である。

一方で、金に糸目をつけない人は、ネパールのエージェントから日本の査証が押された旅券を百五十〜二百万円で買い、その人になりすまして入国する。日本での滞在期間が十年を超えるような男性の多くは、このようにして妻をネパールから呼び寄せている。また、意外に多いと思われるのは、日本人の友人に身元保証人になってもらい来日する形態である。特殊な例として、英国の正規兵であるグルカ連隊を退役したネパール人は、堅実な履歴、豊富な渡航経験、安定した年金、流暢な英語力により査証が取りやすく、百人くらいの退役軍人が移住労働者になった。もとよりグルカ兵にリクルートされるのは、マガール、グルン、ライ人と

いった民族集団であり、これも民族集団が優勢な要因の一つである。就労の形態

来日するネパール人移住労働者は、たいていネパール人の知人（なければ知人の知人）を頼って居候をはじめ、職を探す。運よく家内工業レベルの工場や製作場、加工場などに空きがあれば、比較的安定した職を得るが、多くは就職斡旋ブローカーから仕事を紹介してもらう。二〇〇一年、自動車のマフラーを溶接する機械を運転していた男性は、次のように話した。

「お父さん（日本人ブローカー）に仕事を斡旋してもらった。お父さんは百五十人くらいの外国人労働者をいろいろな工場に派遣している。仕事だけでなく、新しい布団、テレビ、家具つきのアパートなど、頼めば何でも用意してくれる。その分は、給料から天引きされる。時給は一〇〇円。残業の時給は一三七五円。お父さんが工場からいくもららつているかは知らない。たぶん一三〇〇円くらいだろう。給与明細にあるTAX（四％）というのは、税金ではなく、お父さんが集める掛け捨ての医療保険代のようなものだ。二年前にはなかったが、いい制度だ。」

その人のある月の給与明細を見ると、手取りは十七万八千円で、これはネパールの中級公務員の月給の約十倍にあたる。アパート代や光熱費は、ルーム・シェアするネパール人三人で頭割りされており、良心的な明細書に見える。だが、もし彼のいうように、このブローカーが一時間に二百円を天引きしているのだとすると、

一カ月で三万二千元を「TAX」の他に徴収していることになる。それを百五十人から徴収するのであれば、ブローカーは一カ月に約四百八十万円を荒稼ぎすることになる。彼は続けていう。

「工場を休むときは、お父さんに連絡する。何かあれば、すぐにタクシーで駆けつけてくれる。怪我をしても工場の人を見てもらうだけだ。連絡を受けたお父さんがきて病院へ連れて行く。治療費や入院費はすべて払ってくれる。百万円くらい医療費がかかった人もいた。給料の前借もできる。一万円借りると、一万三百円にして給料から天引きされる。お父さんの口癖は『機械を壊してもいいが、身体を壊すな』だ。機械のことに詳しく、仕事の出来不出来がわかるので、時々、熟練度を見て賃上げの要求に応じてくれる。外国人女性労働者の恋愛にはうるさく、『お腹が大きくなったら仕事ができなくなる』と、最初の日に注意する。お父さんは『ほぼ毎日、工場を見にくる。機嫌がよさそうなきには、『貧乏だよ。ジュース買う金がないよ、お父さん』というとき、何人だ？』、『十八人』……という具合に、三千円くらいくれる。』

ブローカーを介した就労について紹介したが、彼／女らの立場はきわめて脆弱である。例えば、二〇〇七年、別の自動車部品製造工場において、あるチェットリ・カーストの男性が作業中に怪我をした。その男性はブローカーに相談することなく、弁護士をたてて直接、会社にたいして補償を要求した。数百万円の補償金を手にして、さつさと帰国しようと考えたのである。だが、要求

は裁判で争われることになり、その時点で会社は、六く七十人いたネパール人全員を解雇した。男性の利己的なふるまいが最悪の結果を招いたと、元従業員のマガール人は怒りを露わにした。

こうした業種の他にもネパール人移住労働者は、高原野菜の栽培農家での住み込み労働、タイヤ加工工場での選別・梱包作業、食肉加工業、アスベストの危険にさらされた解体業、二四時間体制で注文の入った自動車部品を仕分けする作業など、日本人が敬遠するような仕事に従事している。否、日本人ばかりではない。ネパール人移住労働者のような、立場の最も弱い超過滞在者が就く業種とは、実質的に「単純労働」分野での外国人就労の機会を開くことになった、日系人の「定住者」や外国人研修・技能実習生の受け入れが定着してもなお、ニッチとして残っているような仕事なのだ。

ネパール人移住労働者から在留資格「技能」保持者へ

減少するネパール人移住労働者

二〇〇七年三月、静岡県のある都市の繁華街をネパール人の友人と歩いていると、数年前までのように何人かのネパール人に出くわし、通りや駅で会話が花が咲くということがないのに驚いた。彼によれば、ネパール人移住労働者は送還によつて激減しており、いたとしても以前のように気軽に街に出歩かないという。ネパールの食材などは指定した時間にアパートまで届けてくれる配達サービスが誕生し、市街地に来る必要もなくなったそうだ。ネパール人移住労働者の最後の砦は、愛知県のある都市くらいしかな

いという。

ネパール人移住労働者の減少を垣間見る変化は他にもあつた。日本人女性と結婚したネパール人が経営するネパール食材・雑貨店は、パキスタン人やインドネシア人向けのハラール食品の販売に傾斜していた。隣接するレストランでも、ネパール人調理師の他にインドネシア人調理師を雇い、インドネシア料理も提供するようになった。また店頭からは、一九九七年から二〇〇二年頃まで日本で盛んに発行されていた、さまざまなネパール語の雑誌が姿を消し、インドネシア語の新聞 (Medis Nusantara Indonesia) だけが置かれていた。聞くと、日本で発行するなどのネパール語雑誌も休刊状態で、今はインターネットがあるから雑誌など売れないのだという。

ネパール人に多い在留資格「技能」

ネパール人移住労働者が減少に向かう一方で、顕著な増加を見せる在留資格に「技能」と「就学」がある。とくに外国料理の調理師が多くを占める「技能」の資格で滞在する人が多いことは、他国と比較してもネパールの特徴になる。二〇〇六年、「技能」の在留資格で滞在するネパール人の外国人登録者は一三八八人であり、これは中国 (九八〇七人)、インド (二九三八人)、韓国・朝鮮 (二六一七人) に次いで四番目に多い。また、同じ年「技能」の在留資格で新規に入国したネパール人は四百五十二人であり、中国 (二二二五人) に次ぐ多さである。

「技能」の在留資格に関して、東京でネパール、インド、タイ製の若い女性向けの衣類の間屋を経営するネパール人の友人から

興味深い話を聞いた。副業としてネパール・レストランも経営する彼によれば、現在、東京周辺には、大小さまざまな百軒近いネパール・レストランやバーが存在するという。一九九〇年代初めからある老舗はごく少数で、ほとんどが二〇〇四〜二〇〇六年の間に開業した店ばかりだそうだ。

試しに「東京レストランサーチ」という、東京周辺の世界各地の料理店を検索できるウェブサイトでアジア料理店を調べてみると、ネパール・レストランは八十七軒を数えた。これは街角でよく見かける、インド、タイ、中国、韓国・朝鮮、ベトナム料理の店に次いで多く、ネパール・レストランが「人知れず」増加していたことを示す。一軒の店には規模にもよるが二〜三人のネパール人調理師が働くので、新規ネパール・レストランの開業とともに「技能」の在留資格をもつネパール人が増加しているのだ。

二〇〇四年まで超過滞在のネパール移住労働者であつた男性は、日本に滞在中にパキスタン人のレストラン経営者と話をつけ、自発的に出頭してネパールに送還された数カ月後には、新たに「技能」の在留資格を取って再来日していた。このように、二度目は「短期滞在」ではなく、何らかの就労可能な在留資格をもつて再来日する人は少なくない。

忘れられた外国人の貢献に気づくとき

ネパール人移住労働者の減少と、就労できる在留資格をもつたネパール人の増加は、近年の大きな変化である。そこには、「好

ましくない」超過滞在外国人の排除と就労活動が認められている「好ましい」外国人の受け入れ促進、という二律背反の政策が影響している。滞日二十年のあるネパール人は、自らの会社での経験から「以前に比べて、雇用するネパール人従業員の在留資格を取ることが容易になった」という。新規ネパール・レストランの開業ラッシュも、おそらく「技能」の在留資格が取りやすくなったことと無縁ではなからう。

長期化するネパール人移住労働者の日本滞在は、日本語能力の向上や生活習慣の習得はいうまでもなく、就労可能な在留資格を取得するルートや人間関係を築き、日本で稼いだ資本をそこに投入して再来日する機会を増やした。あるいは、日本人の共同出資者を見つけたら、日本人女性と結婚したりすることで、ネパール・レストランやネパール食材・雑貨店の経営をはじめめる元超過滞在を生んでいる。一方で、初めて来日する人でも、もはやリスクの大きい「短期滞在」による超過滞在を選択する人は少ないだろう。ネパール人移住労働者の減少に拍車をかける外的な要因としては、二〇〇五年、英国政府が一九九七年七月以降（香港の中国への返還）に退役したグルカ兵とその家族に、英国の市民権を認めたことがある。これにより日本で働いていた該当者が一斉に、英国へ渡る手続きを取るため自発的に帰国した。

ネパールの国内事情も、大きく変わった。ネパールでは共和制を求めるネパール共産党（毛派）、すなわちマオイストの内戦が一九九六〜二〇〇六年まで続き、この間に約一万三千人の犠牲者を生

んだ。村に住む青年男子の多くがマオイスト人民軍に半強制的にクルートされることを恐れ、都市部へ、さらには海外へと出稼ぎに出た。日本に住むネパール人移住労働者にとつては、送金先の留守家族がマオイストからの多額の寄付要求に悩まされた。また、帰国すると、マオイストに脅される格好のターゲットになるのを懸念し、帰国のタイミングを引き伸ばしてきた人が少なくなかった。だが、内戦が終結し、ネパールが連邦民主共和制に変わった現在、自発的に出頭し帰国する人はますます増えるであろう。

さて、日本社会の最底辺で経済活動を支えてきた、忘れられた外国人あるいは「忘れたい外国人」が本当に姿を消すとき、その空席を誰が埋めてくれるというのだろう。先に述べたように、彼女らが従事してきた業種とは、日系人の「定住者」や外国人研修・技能実習生の受け入れが定着してもなお、ニッチとして残っているような過酷な仕事であった。近い将来、忘れられた外国人の貢献を思い出し、排除という、もつたないない選択しかできなかった政策を後悔するときに来るのではないか。驚くことに、また有難いことに、強制的にネパールに送還された人であっても、日本の生活を懐かしく思い、また行って働きたいと願うネパール人移住労働者は少なくない。仕事や日本語で苦勞を重ねてきた「忘れられた外国人」は、本当の意味で日本の良き理解者であり、潜在的な日本ファンなのである。